

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

平塚市では、障がいの有無にかかわらず、すべての方が地域を構成する一員として、安心して暮らし、いきいきと生活し、自らの意思と選択により自分らしい生活を主体的に送ることができる共生社会の実現をめざしています。

そのためには、障がい者やその家族、支援者のみならず、すべての人や組織が共通の考え方として、誰もが平等に基本的人権を享有することを認識することが重要です。

「すべての障がい者は、人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有しており、社会を構成する一員として経済、文化、その他社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない」との理念を踏まえ、地域に住む人々がお互いに支え合いながら、そしてお互いを尊重しあいながら生活していくことが大切です。

このような考え方を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

障がいのある人もない人も、
ともにいきいきと生活するまちづくり

2 基本目標

『障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり』という基本理念を実現していくために、次の三つの基本目標のもとに障がい者福祉施策を展開していきます。

基本目標1 自立・社会参加の促進と障がい理解の啓発

障がい者が地域社会の一員として生活するには、すべての人が、障がいがあることによる「生きにくさ」や「暮らしにくさ」を理解することが大切です。

等しく生きる社会の実現のため、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」という基本理念の普及・啓発に重点を置いた施策に取り組みます。

また、障がい者がその適性に応じて能力を発揮できるような就労や自立に向けた支援を行うとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じ、積極的な社会活動への参加を促進します。

基本目標2 地域生活支援の充実

障がい者が地域社会で自立した生活を送るためには、居宅支援サービスやグループホームなどの支援環境の充実とあわせ、効果的な経済的支援を行うことで、障がい者の地域生活を支援します。また、きめ細やかな情報提供、気軽に相談できる窓口の設置などにより、障がい特性を踏まえて個々にあわせた支援体制を充実します。

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

障がい者が積極的に社会参加をし、安心して生活できるようにするためには、誰にとっても使いやすく快適な「ユニバーサルデザイン」の考え方によるまちづくりが必要となります。そのためには、施設や道路などハード面の整備だけではなく、誰に対しても思いやりの心を持って行動するソフト面での啓発も重要です。社会全体で障がい特性に配慮し、社会的障壁を取り除いていくことができるようにするため、ハード・ソフト両面における事業の推進に努めます。

また、緊急時や災害時における障がい特性に応じた安全確保などの対策にも取り組みます。